

処分基準整理票

処分の内容	排水汚水量の認定使用者の指定解除		
根拠法令及び条項	那覇市下水道使用料の算定に係る排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱 第8条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 那覇市下水道使用料の算定に係る排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱 (認定使用者の指定解除) 第8条 管理者は、認定使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定使用者の指定を解除することができる。 (1) 計量法に適合しない量水器を使用したとき。 (2) 虚偽の申請その他不正な方法により、認定使用者の指定又は排出汚水量の認定を受けたとき。 (3) 第6条第4項に基づく調査、または次条に基づく点検において協力が得られないとき。 (4) その他管理者が指定の取消しが適当であると認めたとき。 2 前項の規定による解除は、減量認定使用者指定解除通知書(第3号様式)により当該使用者に通知するものとする。		
処分基準 設定年月日	平成22年4月1日	処分基準 最終変更年月日	令和2年4月1日
所管部署	上下水道部 料金サービス課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。